

宇治市プレミアム付商品券事業の実施について

1. 目的

消費税・地方消費税率引上げにより、非課税者等の所得の少ない方や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、国において平成31年4月1日付で事業の実施を決定した「プレミアム付商品券事業」を、本市においても実施します。

2. 購入対象者

1) 住民税非課税者

平成31年1月1日に宇治市の住民基本台帳に記録されている者のうち、令和元年（平成31年）度市・府民税を課税されていない者。ただし、次の者を除く

- ①住民税課税者の扶養親族
- ②住民税課税者と生計を一にする配偶者及び扶養親族等
- ③生活保護法による被保護者等

2) 子育て世帯の世帯主

令和元年6月1日等の基準日に宇治市の住民基本台帳に記録されている者のうち、平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

3. 商品券の概要

1) 購入限度額

①住民税非課税者

販売額20,000円（券面額25,000円）

②子育て世帯の世帯主

販売額20,000円（券面額25,000円）×該当する子の人数

2) 販売単位

販売額4,000円券（券面額5,000円・500円券×10枚で1冊）

3) 使用可能期間

令和元年10月1日から、令和2年3月31日まで

4) 販売期間

令和元年10月1日から、令和2年2月29日まで

5) 販売場所

宇治商工会議所において販売店を募集（6月1日より）

（株）平和堂（7店舗）、郵便局（市内17局）

6) 使用可能店舗

宇治商工会議所において市内に事業所のある対応可能店舗を募集
(7月1日より)

4. 販売方法等

1) 住民税非課税者

①購入引換券の交付申請(郵送または窓口)

- ・令和元年7月29日から、令和2年2月14日まで
- ・7月29日から9月20日までは市民交流ロビーに受付会場設置
- ・コールセンター設置

②購入引換券等の交付

- ・課税状況・扶養状況等の要件を確認のうえ交付
- ・9月下旬に対象者に郵送

③購入引換券により商品券を販売

- ・(株)平和堂(7店舗)、郵便局(市内17局)で販売

2) 子育て世帯の世帯主

①購入引換券等の交付

- ・住基情報により世帯主に郵送
- ・対象の子供が令和元年7月生まれまでは、9月下旬に対象者に郵送
- ・対象の子供が令和元年8・9月生まれは、10月下旬までに対象者に郵送

②購入引換券により商品券を販売

- ・(株)平和堂(7店舗)、郵便局(市内17局)で販売

5. 実施方法

- ・対象者の抽出や、交付申請の受付・審査、購入引換券の発送は市で実施
- ・商品券の販売店舗・使用可能店舗の募集や、商品券の印刷・販売・換金等は宇治商工会議所に委託